

6月1日は 人権擁護委員の日

みんなで築こう人権の世紀

人権擁護委員は、地域のかたに人権について関心を持つてもらえるよう、相談や啓発活動を行なっています。

特設人権相談は、年6回、偶数月に開催しています。

6月の相談については、P.13をご覧ください。

人権擁護委員

氏名
丸山 俊一
小宮 浩子
長谷河敏子
山口しのぶ

※敬称略

問合せ 総務課(⑩番窓口) ☎62-1231

金剛石婚・金婚の ご夫婦をお祝いします

令和5年中に金剛石婚・金婚を迎えるご夫婦はお申し出ください。慶寿の祝いにご招待します。



金剛石婚(結婚60年)

昭和38年1月1日から12月31日までに婚姻届を出された夫婦

金婚(結婚50年)

昭和48年1月1日から12月31日までに婚姻届を出された夫婦

申し出

6月23日(金)までに下記担当へお申し出ください。

皆野町に本籍がないかたは、婚姻日を証明できる戸籍謄本などの提示が必要です。

※招待状は9月中旬に送付します。

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233
社会福祉協議会 ☎62-4615

老朽空き家等除却補助金

増加する老朽空き家の状況を改善するための取り組みとして、老朽空き家などを解体するかたに対し、経費の一部を補助します。

対象空き家 昭和56年5月31日以前の一戸建て住宅かつ、1年以上使用していない建物

補助対象 町内にある老朽空き家の所有者または、その相続人

補助額 補助対象工事に要する費用の1/2

[上限額] 町内業者施工の場合30万円

町外業者 // 20万円

申請時期 工事前に交付申請書を提出

※工事床面積によって補助金額が異なる場合があります。

問合せ 町民生活課(③番窓口) ☎62-1232

児童手当の現況届(該当者のみ) をお忘れなく!

原則、現況届の提出は不要となっていますが、下記の項目に該当するかたは、現況届を提出する必要があります。

提出が必要なかたには、6月上旬に通知を送付します。該当していても通知が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

提出が必要なかた

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が皆野町と異なるかた
- ②住民票上、児童と別居しているかた
- ③離婚協議中で配偶者と別居されているかた
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者のかた
- ⑤その他町から提出を案内したかた

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

期限 6月30日(金)

問合せ 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288